

総務省

Ministry of
Internal Affairs and
Communications

MIC

12月号

2015 December
No.180

みなさんと総務省を結ぶ情報誌

地方のかがやき
古き良き伝統を活かした
観光産業の振興を目指す
千葉県神崎町

特集
知っておきたい
信書のルール



- 02 MIC CLOSE UP!!
あなたの答えが、未来への答えになる。
- 04 特集
知っておきたい **信書のルール**
- 10 MIC NEWS 01
政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています
- 12 MIC NEWS 02
公害で困ったときに**公害紛争処理制度**
- 14 MIC NEWS 03
データサイエンス・オンライン講座
社会人のためのデータサイエンス入門 再開講中!
- 16 MIC NEWS 04
新スプリアス規格への対応について
- 18 MIC NEWS 05
OECD E-Leaders 2015 が開催されました

20 地方のかがやき
古き良き伝統を活かした
観光産業の振興を目指す



千葉県 神崎町



ちゅうさちゃんのプロフィール

- 耳は棒グラフです。
- 目は円グラフです。
- ヒゲと口は折れ線グラフです。
- 生態はうさぎです。



統計調査員がお伺いします。
*電話で聞き取る事はありません。

 皆様の個人情報は厳重に保護されます。

「統計法」で、統計調査員には、厳格な守秘義務が課せられていますので、調査の内容が漏れるようなことはありません。

 統計調査を装った「かたり調査」にご注意ください。

統計調査員は「調査員証」を携帯しています。
不審に思われた場合は、都道府県統計主管課までお問い合わせください。



あなたの答えが、 未来への答えになる。

総務省統計局 「ご回答お願いします」

総務省統計局では、暮らしと経済に役立つさまざまな統計調査を定期的に行っています。「統計」は世の中の姿を正確に表し、私たちの暮らしを豊かにするための基礎資料として、とても重要な役割を果たしています。統計調査へのご回答をお願いいたします。

日本の雇用、
どうなっているのかな?



それ **労働力調査** で見えてくる

労働力調査は毎月実施。
完全失業率などが明らかになり、調査結果は雇用対策や景気判断などの基礎資料になります。雇用や失業の状況を的確に把握する調査です。

1か月に消費する金額は、
どれくらいなのかしら?



それ **家計調査** で見えてくる

家計調査は毎月実施。
家計収支の実態を明らかにします。調査結果は、景気判断の指標や税制、年金制度の検討資料などに利用されます。生活に寄り添った景気対策は、ここから始まります。

物価の上がり下がり、
気になるわ



それ **小売物価統計調査** で見えてくる

小売物価統計調査は毎月実施。
消費者物価指数などがわかります。調査結果は、金融政策や社会福祉関連政策などの基礎資料として利用されます。好景気や不景気になるきっかけが見えてきます。

日本の個人企業、
今どれくらい元気なの?



それ **個人企業経済調査** で見えてくる

個人企業経済調査は四半期ごとに実施。
我が国の約4割を占める個人企業の経営の実態がわかります。調査結果は、GDPの推計や中小企業振興に利用されます。個人企業の底ヅカラを見つめ直す調査です。

ちゅうさちゃんからのご案内

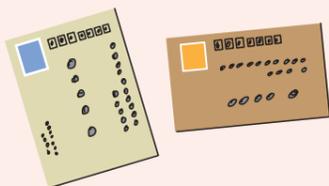
<http://www.stat.go.jp/info/kouhou/keijyou.htm>

それでは具体的に「**特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書**」とはどのようなものかを、ご紹介しましょう。

信書にあたるもの

書状

手紙、はがきなど



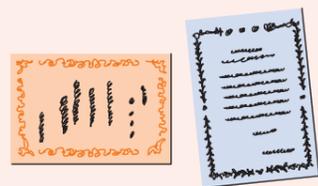
請求書の類

納品書、領収書、見積書、願書、申込書、依頼書、契約書など



許可書の類

免許書、認定書、表彰状など



会議招集通知の類

結婚式等の招待状、業務を報告する文書



証明書の類

印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写しなど



ダイレクトメール

- 文書自体に受取人が記載されている文書
- 商品の購入等の利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されているもの



信書にあたらぬもの

書籍の類

新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスターなど



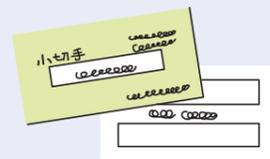
カタログ

通信販売のカタログなど



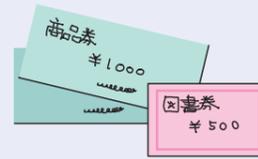
小切手の類

手形、株券など



プリペイドカードの類

商品券、図書券など



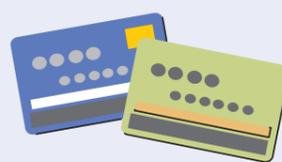
乗車券の類

航空券、定期券、入場券



クレジットカードの類

キャッシュカード、ローンカード



会員カードの類

入会証、ポイントカード、マイレージカード



ダイレクトメール

- 街頭配布や新聞折り込みを前提としたチラシ
- 店頭配布を前提としたパンフレットやリーフレットなど



この他に

説明書の類(市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目論見書)、求人票、配送伝票、名刺、パスポート、振込用紙、出勤簿、ナンバープレート

知っておきたい 信書のルール

「信書」の基本的な考え方とは？

「信書」とは、「**特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書**」と郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律(信書便法)に定義されています。

◎「特定の受取人」とは

差出人がその意思表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者のことです。

◎「意思表示し、又は事実を通知する」とは

差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えることです。

◎「文書」とは

文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のことです。(CD、DVD、USBメモリといった電磁的記録物を送付しても信書の送達にはあたりません。)

そもそも「**信書**」の**概念**は**なぜ存在する**のでしょうか。

1

基本的通信手段の保護

信書の送達は、国民の基本的通信手段であり、その役務を全国あまねく公平に提供する必要があることから、郵便法及び信書便法において保護されているものです。

2

憲法上保障された権利

- 憲法では、表現の自由の確保及びプライバシー保護の観点から、基本的人権として「**検閲の禁止**」と併せて「**通信の秘密**」の保護が明記されています。

【憲法21条2項】 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

- 憲法上の要請を受け、郵便法及び信書便法においても、「**検閲の禁止**」と併せて「**信書の秘密**」の保護が規定されているものです。

【**検閲の禁止**】 郵便物／信書便物の検閲は、これをしてはならない(郵便法7条、信書便法4条)

【**秘密の保護**】 取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない(郵便法8条1項、信書便法5条1項)

・郵便／信書便の業務に従事する者は、在職中、郵便物／信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。(郵便法8条2項、信書便法5条2項)

Q9 どのような文書が添え状・送り状にあたりますか？

A 貨物の送付と密接に関連し、その貨物を送付するために従として添付される無封の添え状^(*)・送り状は信書に該当しますが、貨物に添えて送付することができます(郵便法4条3項)。

※添え状とは:送付される貨物の目録や性質、使用方法等を説明する文書および当該貨物の送付と密接に関連した以下に掲げる簡単な通信文が該当します。

- 貨物の処理に関する簡単な通信文
- 貨物の送付目的を示す簡単な通信文
- 貨物の授与または代金に関する簡単な通信文
- 貨物の送付に関して添えられる挨拶のための簡単な通信文
- その他貨物に従として添えられるような簡単な通信文であって、上記に掲げる事項に類する簡単な通信文



Q6 特定の方ではなく、広く一般向けに作ったお知らせ文書は信書になりますか？



A 店内で不特定の方に配布中のお知らせを顧客に送付する場合など、特定の方ではなく、広く一般に向けて事実を通知する文書は信書に該当しません。一方、会員限定のセール案内を会員に送付する場合などは、信書に該当します。

Q7 自己の証明書のコピーを家族に送ることは信書の送達になりますか？

A 証明書や許可書は、発行元からその証明や許可を受ける者へ送付する場合は信書に該当しますが、その証明書等を受領した者が、他所に原本やコピーを送付する場合は、信書に該当しません。



Q8 履歴書は信書ですか？

A 履歴書は一般的に、応募する会社等に対し、自らの経歴や資格等の情報を通知する文書であり、特定の受取人に事実を通知する文書となるため、信書に該当します。一方、会社等による選考後、当該履歴書を応募者に返送する場合は、会社からの情報を通知する文書ではないため、信書には該当しません。

※ただし、合否の通知とともに送付する場合は、合否の通知自体が信書となります。



Q3 個人情報が含まれる文書はすべて信書にあたりますか？

A 信書に該当するか否かは、個人情報を含むか否かによってではなく、その文書の内容が、特定の受取人に対して、差出人の意思を表示したり、事実を通知するものであるか否かによって判断されます。



Q4 封筒に「親展」とあったらすべて「信書」にあたりますか？



A 封筒に「親展」と記載があっても、必ずしも信書に該当するとは限りません。信書に該当するか否かは、その封筒に収められた文書の内容が、特定の受取人に対して意思を表示したり、事実を通知するものであるか否かによって判断されます。

Q5 電磁的記録物はなぜ信書ではないのですか？

A 情報をCD、DVD、USBメモリなどに電子データとして記録したものである、いわゆる電磁的記録物は、その物を人が見るだけでは情報の内容がわからないことから「文書」とはならないため、信書に該当しません。



教えて
Q&A
これって信書？

Q1 法人あての文書は信書にあたりますか？

A 受取人は個人か法人かを問いません。差出人がその意思の表示又は事実の通知を受けるものとして特に定めてあれば、「〇〇会社 御中」と記載された場合、「〇〇会社」に対しての意思の表示又は事実の通知となるため、信書に該当します。

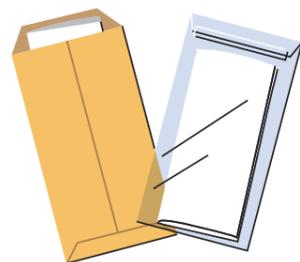


Q2 会社内での他部署あての文書も信書にあたりますか？

A 会社内のある部署から別の部署にあてた場合でも、差し出す部署からの意思を表示し、又は事実を通知する文書であれば、信書に該当しますので、遠隔地に所在する別の部署への送付を外注する場合は、郵便又は信書便を利用する必要があります。



Q10 添え状・送り状の「無封」とはどういう状態のことですか？



A 「無封」とは、(1)封筒等に納めていない状態、(2)封筒等に納めて納入口を閉じていない状態のことをいいます。また、封筒等に

納めて納入口を閉じている場合であっても、(3)当該封筒等が透明であり容易に内容物を透視することができる状態、(4)当該封筒等の納入口付近に「開閉自由」等の表示^(*)をするなど運送業者等が内容物の確認のために任意に開閉しても差し支えないものであることが一見して判別できるようにしてある状態も「無封」に含まれます。

- ※表示の例
- 「開閉自由」
 - 「添え状・送り状につき開封可」
 - 「添え状 ※本状は、郵便法により(内容を確認するため)開封する場合がございますので、予めご了承ください。」(百貨店等でお客様が持ちになった封をした添え状を贈答品に添付して送付する場合の表示例)

信書に関する法律の一部改正とは？

郵便・信書便市場の活性化方策として、郵便・信書便分野における規制の合理化を図るもので、平成27年12月1日に郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律が改正されました。

【改正の概要】

◎ 特定信書便役務の範囲の拡大

- ▶ 大型信書便サービス
特定信書便事業者が取り扱うことのできる信書便物のサイズを3辺計90cm超から3辺計73cm超まで拡大(A3サイズの封筒まで取扱い可能に)
- ▶ 高付加価値サービス
特定信書便事業者が取り扱うことのできる信書便物の料金の額を1通1,000円超から1通800円超まで拡大

◎ 信書便約款の認可手続の簡素化(標準約款制度の導入)

- ▶ 特定信書便事業者が、総務大臣が定めて公示した標準信書便約款と同一の信書便約款を定めたときは、総務大臣による認可手続を省略

◎ 郵便・信書便に関する料金の届出手続の緩和

- ▶ 任意の特殊取扱の料金等郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金を、事前届出制から事後届出制に緩和
- ▶ 一般信書便役務に関する付加サービスの料金についても、あわせて届出手続を緩和

詳しくは総務省ホームページをご覧ください!

少しでも信書について迷ったら、詳しい情報を下記ホームページにて確認しましょう。

http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html

信書制度の解説動画「知っておきたい信書のルール ～動画で解説する信書の定義～」

<http://www.youtube.com/watch?v=ek-gJ-mpWgE>



信書はどのサービスで送れるの？



信書を送ることができるのは日本郵便株式会社と信書便事業者だけです。平成15年4月から、民間事業者も総務大臣の許可を得ることにより、信書の送達が行えるようになりました。



郵便

郵便法等の規定に基づき、日本郵便株式会社により全国あまねく公平に提供される信書をはじめとする小型物品の送達サービスです。



一般信書便役務

長さ40cm、幅30cmおよび厚さ3cm以下、重量が250g以下の信書便物を全国均一料金で、全国において引き受け、国内において差し出された日から原則3日以内に送達するサービスです(現在までのところ、このサービスを提供する信書便事業者の参入はありません)。



特定信書便役務

特定の需要に応えるため、以下のいずれかに該当するもののみを提供するサービスです(このサービスを提供する信書便事業者の参入は、平成27年10月末現在446者です)

大型信書便サービス



長さ、幅および厚さの合計が73cmを超え、または重量が4kgを超える信書便物を送達するサービス

急送サービス



信書便物が差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するサービス

高付加価値サービス



その料金の額が800円を超える信書便物を送達するサービス

秘書等が代理で出席する場合の結婚祝



お祭りへの寄附・差入



みんなで徹底しよう

三ない運動

- ・贈らない!
- ・求めない!
- ・受け取らない!

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入



落成式・開店祝等の花輪



病気見舞



地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入



お歳暮・お年賀



入学祝・卒業祝



葬儀の花輪・供花



秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典



政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。

下記の①から④まで及び⑥の項目によって処罰されると、公民権停止※の対象となります。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

※「公民権停止」とは？ 選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加等が禁止されること。



政治家と有権者のクリーンな関係を保ち、お金のかららない選挙を実現するために寄附禁止のルールを守りましょう

① 政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をするときは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をするのも罰則をもって禁止されています。

● 政党その他の政治団体またはその支部や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は、禁止の対象から除かれます(政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります)。

● 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典は違法ですが、罰則の対象からは除かれています(選挙に関してなされた場合や、通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます)。

② 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求することも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

③ 政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附することは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

● 政党その他の政治団体またはその支部に対するものは除かれます。

④ 後援団体の寄附の禁止

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、花輪・供花・香典・祝儀や、これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

⑤ 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・書中見舞状等の時候のあいさつ状(電報等も含む)を出すことは禁止されています。

⑥ あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

総務省 なるほど!選挙「寄附の禁止」
http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html

公害で困ったときに

公害紛争処理制度

この制度には、次のような特長があります。

1. 専門的知見の活用
2. 機動的な資料収集・調査
3. 迅速な解決
4. 低廉な費用
5. 柔軟な手続による解決
6. 公害防止対策への反映
7. フォローアップ

公害とは

◆「公害」は、環境基本法により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気の汚染、②水質の汚濁、③土壌の汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤の沈下及び⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること、と定義されており、この①～⑦までの7種類は「典型7公害」と呼ばれています。

◆公害問題で困った場合の解決手段として、司法的解決とは別の制度があります。公害苦情を迅速・適正に解決するため、都道府県や市区町村など身近な行政機関に設けられているのが「公害苦情相談」窓口です。相談内容に応じて職員が現地調査をしたり、原因者への助言、指導を行い、近隣住民との間の話し合いに立ち会うことなどにより解決に努めます。

◆当事者間の対立が深刻で「公害苦情相談」では解決の見通しが立たない場合に、専門的機関が紛争の解決に努めるのが「公害紛争処理制度」です。公害紛争処理の対象は「典型7公害」に関する紛争です。

困ったときは どうすればいいの？

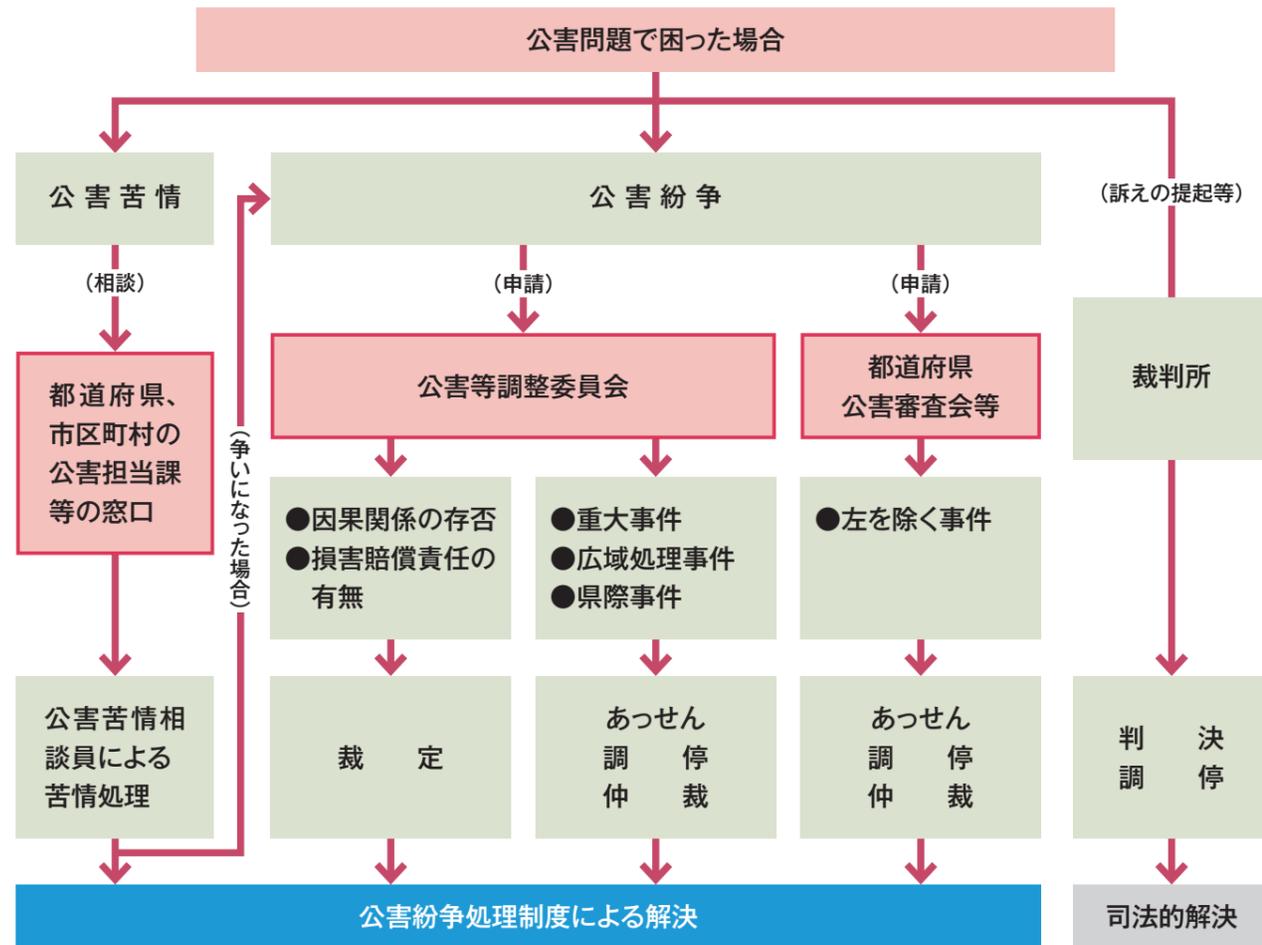
◆公害問題で困ったら、まずは都道府県や市区町村に設けられている「公害苦情相談」窓口にお気軽に相談できます。また都道府県及び国で行っている「公害紛争処理制度」を利用することもできます。

◆この制度は、公害紛争を民事訴訟で争った場合、その解決までに多くの時間と費用が掛かるなど、被害者の救済の面で必ずしも十分でなかったことから生まれた制度です。このため、民事訴訟に比べ、手続が柔軟で、費用も少ななくて済むなど、様々な特徴があります。

◆公害紛争を処理する機関としては、国に公害等調整委員会が、都道府県には都道府県公害審査会等が置かれています。法律の専門家をはじめ各分野の有識者が中立公正な立場から、調停、裁定などを行い、紛争の解決に努めます。

◆調停とは、公害紛争処理機関が当事者の間に入って話し合いを積極的にリードし、双方の互譲に基づく合意によって解決を図る手続で国及び都道府県で行っています。裁定とは、被害が発生した場合に、主張する加害行為と被害の間の因果関係の存否、損害賠償責任の有無及び賠償額について法律判断を行い、解決を図る手続で国のみが行っています。

公害紛争処理の流れ



※公害紛争処理制度の「裁定」の手続は、行政機関に対する苦情申立ての手続ではありません。当事者として主体的に手続に参加していただくことが必要となります。

公害紛争処理制度に関する相談窓口
 公調委 公害相談ダイヤル TEL.03-3581-9959 月～金 10:00～18:00 (祝日及び12月29日～1月3日は除く)
 総務省公害等調整委員会事務局 URL <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/> e-mail kouchoi@soumu.go.jp



低周波音による紛争処理も騒音・振動に関するものと考えられる場合は、公害紛争処理の対象になります。また、「相当範囲にわたる」については、ある程度の広がりがあれば、被害者が1人の場合でもこの制度の対象となりますが、単なる隣関係の問題については、対象とならないこともあります。

受講期間に仕事で統計データを使って、顧客にデータ提出して訪問説明する事がありました。学んでいることを実践にすぐに生かせることが出来て、実学に結び付いたと思っています。

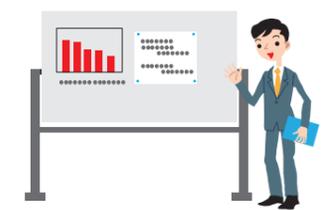
データを見るとき、加工するときなど、一般的なデータの見方を教えていただいたことが良かったと思います。平均値と中央値と最頻値はどう使い分けるかを分かっていたいかなかったですし、グラフ化するときに時系列は折れ線がいいのだなとか、そういった発見がいろいろありました。今後の業務に生かしていきたいです。

**平成27年3~5月
開講時の
受講者の声**
15,000名超が受講!

基本的なことは知っているつもりでしたが、忘れていたことが多く、再確認できました。これをきっかけに実際の場面での応用を考えたいと思っています。

今回の講座内容は有意義で、食わず嫌いであった統計学に興味を持たせていただきました。

これからのビッグデータ、オープンデータの時代を生きてゆかねばならない社会人にとって、大変有意義な講座だと思います。次回のコース「ビジネスで使うデータ分析(仮称)」も是非受講したいと思います。



平成28年春には実践編講座「ビジネスで使うデータ分析(仮称)」が開講予定!
データサイエンス(統計学等)を学ぶことで、データを正しく把握し、活用するための能力の向上を図る「データサイエンス・オンライン講座」の第2弾を平成28年春に開講予定です!
第2弾は実践編として、ビジネスの現場で使われているデータ分析(統計分析)の手法を身につけることができる「**ビジネスで使うデータ分析(仮称)**」を開講します。
より実践的なビジネスへの活用手法を習得したい方、この機会に是非受講ください!

データサイエンス・スクールのご紹介

「データサイエンス・スクール」は、データの活用方法や統計に関する知識を気軽に学べる常設の学習サイトです。ビジネスへの活用に加え、統計検定に対応した学習も進められますので、是非ご利用ください。



CONTENTS

- ビジネスに役立つ統計講座**
統計学の歴史における主要な人物やトピックスを切り口に、統計学の基礎をイラストやマンガで分かりやすく紹介
- プレゼングラフ作成のポイント**
プレゼンテーションで使えるグラフの作り方(データの視覚化)のワンポイントアドバイス
- 出来る人のビジネス活用術**
ビジネスの現場で統計がどのように使われているかを現場の方のインタビューを中心に紹介
- あなたの統計力**
統計検定2~4級に対応したテキストで学習し、問題を解くことあなたの統計力をチェック
- お役立ちリンク集**
「なるほど統計学園」など統計学習に役立つサイトを紹介

データサイエンス・オンライン講座

**社会人のための
データサイエンス入門** 再開講中!

総務省統計局は、日本政府が初めて提供するMOOC(ムーク)講座として、平成27年3月に「社会人のためのデータサイエンス入門」を開講し15,000名を超える方の受講をいただきました。
皆様のご好評に応え、**平成27年11月17日(火)~平成28年1月25日(月)までの間、再開講しております。**データ分析に興味があるなど、データサイエンス力を身につけたい方、この機会に受講登録してはいかがでしょうか?

カリキュラム・講師

入門者にあわせたカリキュラム

統計学について基礎知識のまったくない初心者でも無理なく受講できます。

講義動画だから理解が進みます

活字だけではわかりづらかった情報も講師による説明動画でスッと入ってきます。

いつでもどこでも、スマホでも学習できる

忙しいビジネスパーソンでも、スキマ時間を活かして学習できます。

WEEK1	WEEK2	WEEK3	WEEK4
統計データの活用 コースへの導入、分析事例から分析に用いる統計的な考え方、データの見方への導入を図る  東京大学 西内 啓	統計学の基礎 データ分析に必要な統計学の基礎を学ぶ  統計数理研究所 土屋 隆裕	データの見方 データの見方について基本的な方法を学ぶ  東京大学 佐藤 整尚	公的データの入手とコースのまとめ 誰もが入手可能なデータである公的統計データの入手方法を学び、コースのまとめを行う  総務省 須江 雅彦

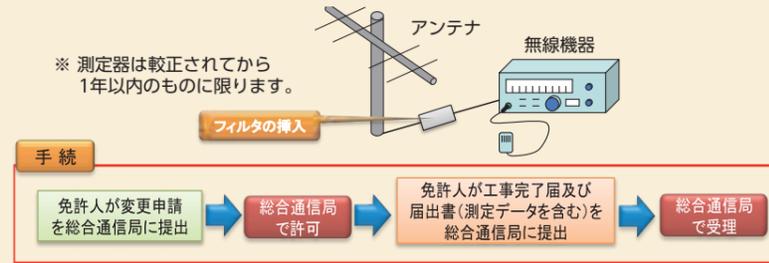
講座の詳細と登録はこちら!

データサイエンス・オンライン講座ページ
 <http://gacco.org/stat-japan/>



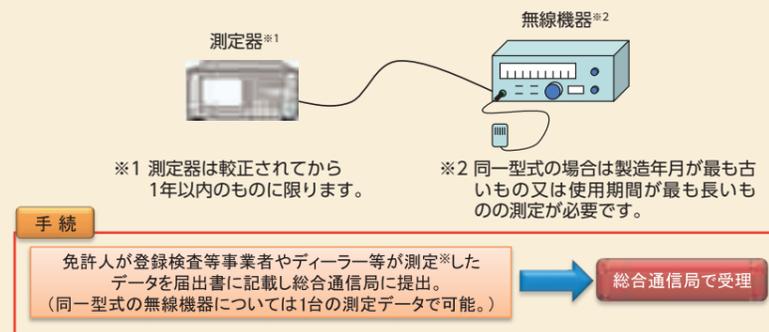
2 送信機出力端子と空中線との間にフィルタ挿入

フィルタを挿入し、新規格に適合させることも可能です。この場合、フィルタ挿入のための変更申請の許可後、スプリアスを測定※し、工事完了届に確認届出書を添えて総合通信局にご提出下さい。



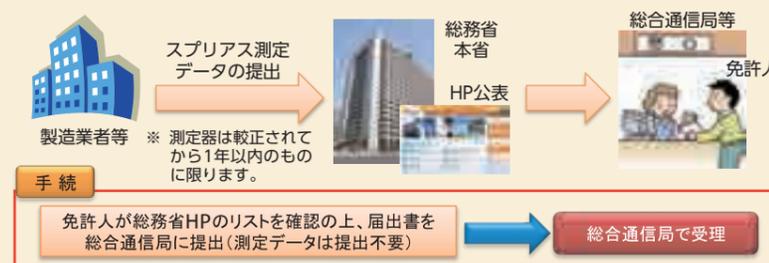
3 実力値の測定

測定結果を確認届出書に記載の上、総合通信局にご提出下さい。ただし、校正後、1年以内の測定器を使用した場合にに限られます(フィルタを挿入する場合や製造業者等が測定する場合も同様です)。



4 製造業者等が測定したデータの活用

製造業者又は製造事業者を構成員とする団体が測定※した結果を総務省HPで公表します。公表された無線機器は、スプリアスの測定が不要です。この場合、確認届出書の(1)の欄のみ記載いただき、総合通信局へご提出下さい。



スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書

総務省電波利用ホームページからダウンロード
<http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/others/spurious/files/kakunin.doc>

総務省 電波利用ホームページ

「無線設備のスプリアス発射の強度の許容値」
<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/>

新スプリアス規格への対応について

スプリアス発射の強度の許容値に関する無線設備規則の改正(平成17年)以降、基準値にあった無線機器への移行を免許人等をお願いしてきましたが、今回総務省では、無線機器の買い換え以外に、「フィルタを挿入する場合の対応」、「実力値の測定」及び「製造業者等が測定したデータの活用」による手続を明確化しました。



● 背景

世界無線通信会議で無線通信規則のスプリアス発射(必要周波数帯の外側に発射される不要な電波)の強度の許容値が改正されたため、総務省では、平成17年に無線設備規則を改正し、新規格へ移行していただくよう周知してきました。

● 経過措置

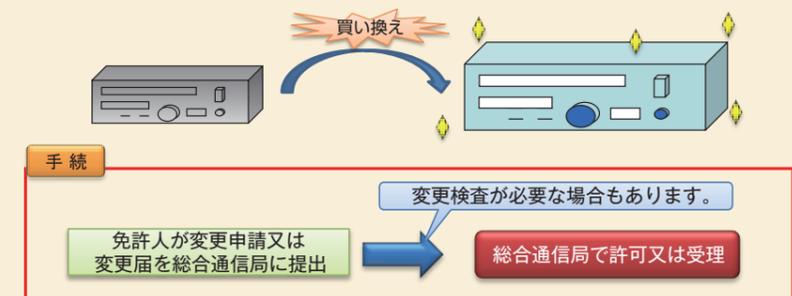
免許、登録及び技術基準適合証明の無線機器は、平成34年11月30日まで旧規格で運用が可能です。
 型式検定合格機器は平成29年11月30日以前に設置した場合、その設置が継続する限り旧規格での運用が可能です。

● 具体的な手続き

新規格対応の無線機器への買い換え以外では、実際にスプリアスの値を測定する「実力値の測定(フィルタを挿入する場合も含みます)」や、製造メーカーや関係団体等が新規格への適合性を証明する「製造業者等が測定したデータの活用」があります。

1 機器の更新に併せた買い換え

現在お使いの無線機器を更新される際には、新規格に適合した無線機器の使用をお願いいたします。この場合、総合通信局に変更申請又は変更届のご提出が必要です。なお、無線機器によっては、変更許可が必要となる場合もあります。



行政の革新のカギはデータの利活用

OECD E-Leaders 2015が 開催されました



OECD 上級デジタル政府官吏作業部会(E-Leaders 2015)は、OECD加盟国政府から電子政府施策の担当責任者を招き、政府内のITガバナンス強化を目的として、年に1回開催されている国際会議です。(今年は、OECD加盟国等29か国の担当責任者、有識者ら約100人が出席。)

最先端「国家創造宣言」に基づくものです。

東京宣言

宣言では、政策の実現等におけるデータ利活用の重要性を改めて確認しました。その上で、民間等との協力によるニーズ把握と、政府のデータへのアクセスを広く認めることによるリスクのバランスの必要性も確認しました。

高市総務大臣とOECD事務次長との会談

高市総務大臣は「E-Leaders 2015」のために来日したキヴィニエミOECD事務次長と会談し、日本とOECDの密接かつ継続的な関係の強化を確認し、意見交換を行いました。高市総務大臣からは、各国が政府保有データの潜在的な可能性について議論し、革新的で透明性の高い電子政府を目指すべきである旨が述べられました。また、武藤総務大臣政務官(当時)、笹島総務審議官がそれぞれアルターOECD行政管理・地域開発局長と会談し、意見交換を行いました。



アルター OECD行政管理・地域開発局長と会議を行う武藤政務官(当時)(右)



東京でのE-Leadersの開催は初めて

初の東京開催

平成27年9月29日(火)〜30日(水)に、「E-Leaders 2015」が東京で開催されました。この国際会議を総務省が主催するのは初めてとなります。テーマは「データを駆使した公共セクターの助長(政府データの潜在的可能性の現実化)」です。データを駆使したアプローチによる公共セクターのイノベーションの導入及び確立等について議論を行い、「データを駆使



キヴィニエミOECD次長と会談を行う高市大臣(左)

OECD公共ガバナンス閣僚級会合@ヘルシンキ(速報)

平成27年10月28日(水)、公共部門のあり方を議論するため、5年に1度開催されるOECD公共ガバナンス閣僚級会合に、松下総務副大臣が参加。副議長として議論・意見交換をリード。

今回のテーマは「包摂的成長」。経済上の地位、ジェンダー、障害の有無や宗教等に関わらず皆が経済成長に貢献し、利益を得るための政策について、議論・意見交換が行われました。全体会で、松下副大臣は英語でスピーチを行い、「日本は少子高齢化でも健康長寿の国。ノーベル賞やラグビーでの代表活躍などのようにあらゆる人が活躍できる社会を目指す」と述べ、イノベーションで世界をリードし、マイナンバーに着実に取り組んでいく旨を表明しました。また、分科会では、松下副大臣が議長を務め、閣僚間の議論をリードしました。日本から「E-Leaders 2015」東京開催の成果を報告したほか、会社設立を10分程度で可能とするエストニアの取組など、各国の行政サービスの事例や課題について意見が交わされました。東京宣言はOECD公共ガバナンス閣僚級会合の議長総括にも盛り込まれました。

また、松下副大臣は、フィンランドのヴェハヴィライネン地方自治・改革大臣及びエストニアのアス行政管理大臣とも会談を行い、マイナンバーの円滑な導入やICTを活用した行政サービスの提供について意見交換を行いました。このほか、ベルネル運輸・通信大臣との会談では、IoTのベストプラクティスの共有等、ICT政策対話の継続を双方で確認しました。

更に、IT産業の盛んなフィンランドにある世界的企業のノキアなど現地企業を訪れ、セキュリティ対策やIoT(Internet of Thing)社会実現に向けた両社の取組を視察し、多くの示唆を得ることができました。

※IoT…Internet of Thing(モノのインターネット)。あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すという概念。



全体会でスピーチする松下副大臣



エストニア・アス行政管理大臣と会談する松下副大臣

ICT化で 質の高い行政を

した公共セクターの助長」に係る「E-Leaders宣言」(東京宣言)を取りまとめました。

開会挨拶で二之湯総務副大臣(当時)は、総務省の全ての力を結集して、国・地方行政のICT化を推進するなど、効率的で質の高い行政を実現することを表明。このため、データを駆使した行政運営に取り組み、組織や業務の壁を越えた分野横断的なデータの利活用を図ることとしました。これは、平成27年6月30日に閣議決定された「世界



開会式で挨拶する二之湯副大臣(当時)。左から2人目が上村行政管理局長



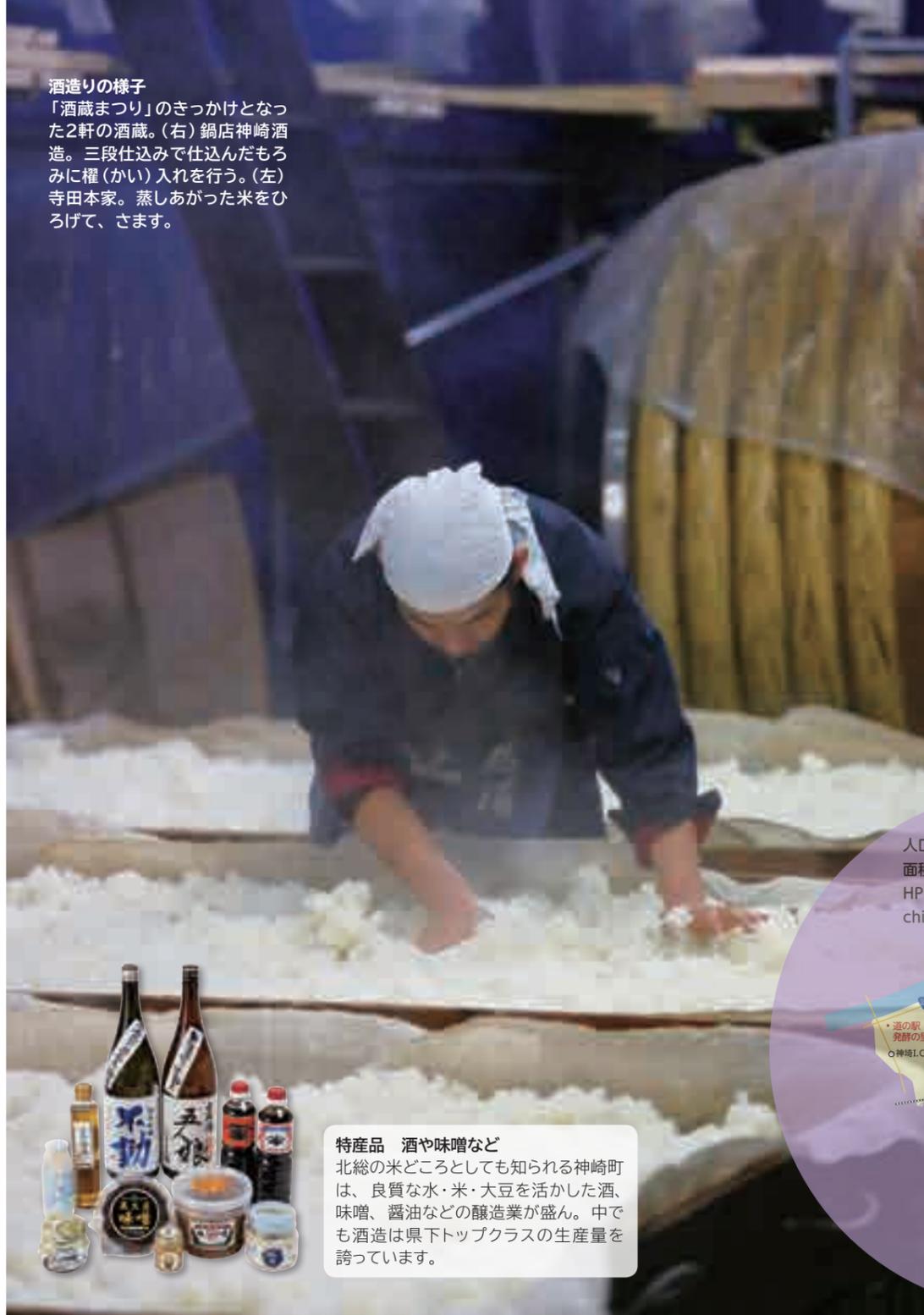
神崎の大楠「なんじゃもんじゃの木」
 神崎神社社殿の脇にある、国指定天然記念物のクスノキ。樹齢は2,000年以上ともいわれ、植物学者・牧野富太郎の随筆にも登場しました。



神崎大橋
 昭和42年に開通した神崎町と茨城県稲敷市を結ぶ鉄橋。橋に沿うように歩行者専用歩道橋「神東ふれあい橋」があり、雄大な利根川の景色を楽しむことができます。



神崎ステーションホールイルミネーション
 毎年11月より、JR下総神崎駅のステーションホールがイルミネーションで彩られます。神崎町役場職員の発案で開始されたこのイベントは、今年で6回目を迎えます。イルミネーションの開始にあわせて行なわれる点灯式では、子どもたちの演奏やステージなどで賑わいます。



酒造りの様子
 「酒蔵まつり」のきっかけとなった2軒の酒蔵。(右) 鍋店神崎酒造。三段仕込みで仕込んだもろみに權(かい)入れを行う。(左) 寺田本家。蒸しあがった米をひろげて、さます。



特産品 酒や味噌など
 北総の米どころとしても知られる神崎町は、良質な水・米・大豆を活かした酒、味噌、醤油などの醸造業が盛ん。中でも酒造は県下トップクラスの生産量を誇っています。



人口計/6,350人(2015年10月末現在)
 面積/19.90km²
 HP...<https://www.town.kozaki.chiba.jp/>

地方のかがやき

千葉県

こうぎきまち
神崎町

千葉県の北端中央部に位置する神崎町は、東京から車で1時間ほどの距離にあります。今年6月には神埼I.C～大栄JCTまでが開通し、成田空港からのアクセス性が向上しました。町の東は香取市、西・南は成田市に隣接し、北は利根川を挟んで茨城県と接しています。

神崎町公式キャラクター「なんじゃもん」
 神崎神社「なんじゃもんじゃの木」の分身で年齢は2,000歳。今年10月の成田スポーツフェスティバルゆるキャラ20m走では、他を大きく引き離してトップ優勝を果たしました。



昭和30年に旧神崎町と米沢村が合併して誕生した神崎町は、今年で60年の節目を迎えました。町の北部地域は平坦で肥沃な土壌を活かした稲作などの農業が発達した土地で、北総の米どころとしても知られています。また、米や大豆を原料にした酒、味噌、醤油などの発酵食品作りも江戸時代から続いています。最盛期には半径500メートル程度の範囲に7軒もの造り酒屋があり、西の酒どころ「灘」の名に因み「関東の灘」とも呼ばれるほどでした。現在は千葉県で最も人口が少ない町ですが、だからこそ豊かな里山の風景や人と人の結びつきの強さ、古き良き文化・伝統を今に残しています。それらを町の魅力として活かし、保育所・学童保育などの子育て支援や、健康づくり体制・地域医療体制を充実させ、住民一人一人が自分らしく暮らせるよう行政サービスを積極的に行っています。その一方で、観光客増加策や移住者誘致など町外からの流入に対する施策が少なく、人口の横ばいが大きな課題でした。そこで、近年注目を集めている「発酵の里(こうぎき) 酒蔵まつり」を軸に、神崎町の風土や文化をもとにした観光産業振興の取組を進めています。また、平成27年4月には道の駅「発酵の里(こうぎき)」がオープンし、国土交通省より重点「道の駅」にも選定されました。人口約6,350人という小さな町である神崎町ですが、逆に大都市にはない豊かさを武器として、観光の視点に立った新たなまちづくりの取組を加速させています。

昭和30年に旧神崎町と米沢村が合併して誕生した神崎町は、今年で60年の節目を迎えました。町の北部地域は平坦で肥沃な土壌を活かした稲作などの農業が発達した土地で、北総の米どころとしても知られています。また、米や大豆を原料にした酒、味噌、醤油などの発酵食品作りも江戸時代から続いています。最盛期には半径500メートル程度の範囲に7軒もの造り酒屋があり、西の酒どころ「灘」の名に因み「関東の灘」とも呼ばれるほどでした。現在は千葉県で最も人口が少ない町ですが、だからこそ豊かな里山の風景や人と人の結びつきの強さ、古き良き文化・伝統を今に残しています。それらを町の魅力として活かし、保育所・学童保育などの子育て支援や、健康づくり体制・地域医療体制を充実させ、住民一人一人が自分らしく暮らせるよう行政サービスを積極的に行っています。その一方で、観光客増加策や移住者誘致など町外からの流入に対する施策が少なく、人口の横ばいが大きな課題でした。そこで、近年注目を集めている「発酵の里(こうぎき) 酒蔵まつり」を軸に、神崎町の風土や文化をもとにした観光産業振興の取組を進めています。また、平成27年4月には道の駅「発酵の里(こうぎき)」がオープンし、国土交通省より重点「道の駅」にも選定されました。人口約6,350人という小さな町である神崎町ですが、逆に大都市にはない豊かさを武器として、観光の視点に立った新たなまちづくりの取組を加速させています。

古き良き伝統を活かした観光産業の振興を目指す

かがやき その1

「発酵」を軸にした 官民協働のまちおこし

人口の約8倍の来場者数で
町に人があふれる一日

平成21年3月に始まった「発酵の里こうざき酒蔵まつり」。酒蔵見学や無料試飲のほか、バンド演奏などさまざまなイベントが行われ、路上は人で埋め尽くされるほど盛況となります。今年来場者数は約5万人と、町の人口の8倍近くになりました。

開催のきっかけは、創業300年以上続く老舗の酒蔵「鍋店」と「寺田本家」が各々の蔵で行っていた新酒の祭りを2軒同時開催する案が持ち上がったこと。その後、町や商工会、農家などを巻き込みながら開催に至り、翌年にマスメディアに取り上げられたことで注目を集めました。JR東日本との連携で臨時列車の運行が始まると、来場者数が一気に増加。発酵文化をキーワードにした官民一体のまちおこしは、新規就農や出店希望者など町への移住者も増加させました。



来場者がひしめく街道沿い。発酵にちなんだ出店や神崎町観光大使・門戸竜二さんによる花魁道中などのイベントが盛りだくさん。毎年訪れる観光客も多いとか。



寺田本家で試飲を楽しむ来場者。酒蔵見学も人気。



酵素風呂（足湯）は女性や子どもに大人気。



鍋店での試飲。搾りたて生原酒、当日限定酒の販売も。

発酵による食育「味噌仕込み体験」



神崎町では食育の一環として小学生を対象に「味噌仕込み体験」を実施しています。町内企業や酒蔵の技術者が先生となり、大豆の豆まきから収穫、大豆をつぶして糨と塩をまぜて樽に詰めるまでを、1年を通して実際に体験します。枝豆の収穫の際は畑で茹でたてを食べる授業もあります。農作物を作る楽しさや発酵の過程などを体験した子どもたちからは「嫌いだっただ枝豆が食べられるようになった」「大豆がどうやってできるのかわかった」との声が寄せられています。



仕込まれた味噌は、1年後には発酵して旨みがアップ。できあがった味噌は給食で使われます。



人気のカフェ&レストラン「オリゼ」



全国から集められた発酵食品が並び。



豊富に取り揃えられた魚醤のコーナー。



神崎I.C出口を右折し、国道356号線沿いのすぐ近く。入口にはしょう油を醸造する木桶の展示が。

かがやき その2

新しい観光拠点 「発酵の里こうざき」

「発酵」をテーマにした
全国でも珍しい道の駅

圏央道神崎インターチェンジからほど近くの道の駅「発酵の里(こうざき)」。全国の発酵食品が集まる「発酵市場」、近隣農家で収穫された新鮮野菜や花き、惣菜などが並び「新鮮市場」、地元野菜と発酵食材を使った料理が楽しめる「カフェ&レストラン オリゼ」の3エリア+24時間営業のコンビニエンスストアで構成されています。サイクリングロード利用者のためにシャワー室も設けられ、さまざまな人が利用する施設となっています。また、イベント広場も整備され、秋祭りや新そばまつりなど町内のイベントも開催されます。

発酵市場では、味噌や醤油などの常備品から、酒になる前の発酵甘酒など、発酵の歴史がある町ならではの稀少商品も数多く取り揃えています。日本古来の発酵文化を全国に向けて発信する拠点として、町内外から多くの期待が寄せられています。

神崎町で酒粕酵母と出会いパン屋を開業



店主:福士智之さん
国産小麦、国産大豆の豆乳、酒蔵の仕込み水などを使い、地元素材にこだわったパンを作り続けています。



平成21年に神崎町で「福ちゃんのパン」を開業した福士さん。10年ほど前から水耕栽培の研修で神崎町を訪れていました。が、寺田本家の酒粕酵母と出会ったことでパン作りを開始しました。寺田本家の発芽玄米酒粕や自家製とろろなどを使った酵母で発酵させたパンは、一見素朴ながら、中はしっかりと、もちもち。噛めば噛むほど素材の味が広がるパンは、町の人々から「お腹にもたれない」「毎日でも食べたくなる」と好評です。

DATA
「福ちゃんのパン」 〒289-0221 神崎町神崎本宿639-6
TEL: 0478-70-1256 営業時間: 12:00~18:00
定休日: 月曜、第2・第4日曜

信書のルールを知ること、 それは大事な手紙を守ること。

手紙やはがきなどの信書は、原則として、
日本郵便株式会社及び信書便事業者だけが
取り扱うことができますと定められています。



信書とは

手紙・はがき・絵品書・請求書など、「特定の受取人に対し、
発出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」のことです。
詳しくは下記までお問い合わせください。

信書及び郵便の送達に関するお問い合わせ

日本郵便株式会社
〒100-8788 東京都千代田区千代田
03-5253-5975

信書便制度に関するお問い合わせ

日本郵便株式会社
〒100-8788 東京都千代田区千代田
03-5253-5974

郵便行政ホームページ <http://www.soumu.go.jp/yusei/index.html>

奥田 亜穂